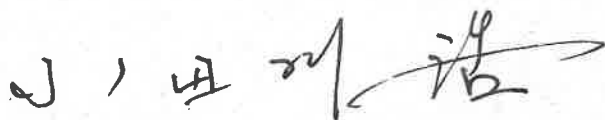


つくばみらい市条例第 5 号

つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤の
ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 34
号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の
107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」
を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「1
00 分の 107.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100
分の 57.5」に改める。

(つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成 1
8 年つくばみらい市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.
5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。